



社保通信をお届けします。P1..... 検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

医管は以下の歯科治療を行う場合に算定ができます。(参照:保険請求の手引P45)

処置(外科後処置、P処、創傷処置を除く)、手術、歯冠形成、充形、修形、支台築造、支台築造印象、印象採得(全身麻酔下で行うものを除く)、光学印象

ただし、次の場合はそれぞれ摘要欄記載があれば当日処置がなくても医管の算定は可能です。

- ・CR 充填後、日を異にして同じ歯の別窩洞に CR を充填した場合(一歯二窩洞)は、充形・KP、充填料の算定はなく充填材料料のみの算定となりますが、医管の算定は可能です。

〔摘要欄〕一歯二窩洞 異日充填

- ・補管期間中の歯に対して CR 充填を行った場合、充形・KP を含む CR 充填に係る全ての算定は不可ですが、医管の算定は可能です。

〔摘要欄〕(例)「〇日に補管対象歯に対する充填」

- ・SPT 算定以降は包括されて算定できない項目(歯周基本治療、咬調口、歯清、非経口処、在口衛、口腔バイオフィルム除去処置)があり、SPT 算定のない日にこれらの処置を行った場合であっても医管の算定は可能です。

この場合、医管算定時には摘要欄に算定できなかった項目の記載が必要。

〔摘要欄〕(例)「〇月〇日 歯清」

- ・口腔機能管理料の算定における各種検査の必要性について

口腔機能管理料の算定には 50 歳以上で、口腔細菌定量検査 2、咀嚼能力検査 1、咬合圧検査 1、舌圧検査のいずれかを同一初診中に算定されていることが必要です。

あらたに初診が立ち上がった場合は、改めて検査の算定が必須となりますのでご注意ください。

- ・自院での健診(検診)の同一日に保険診療を行う場合は、基本診療料(初診料・再診料)の算定はできませんが、通常の診療行為についての算定はできます。

初診時 :〔摘要欄〕健康診断の結果に基づき治療開始

再診時(治療継続中):〔摘要欄〕〇月〇日は健康診断日の受診

社保委員会のひとこと

上記の場合、基本診療料の加算(外安全、外感染、ベースアップ評価料等)の算定も不可となりますのでご注意ください。

- ・自院での健診(検診)からの保険診療移行時の歯管算定について

初診月に限り歯管算定は 80 点のため、検診日と同月の来院は再診となりますが、歯管算定は初診月の 80 点となります。

検診日の翌月以降の歯管算定は 100 点となります。

なお、検診日の 1 カ月後は初診算定から通常どおりの算定が可能となります。

検診は市町村主催のものが多く突合審査があります。保険者からの再審査のケースが増えていきますのでご注意ください。

- ・FrT 病名での抜髄算定は可となります。また、歯冠修復についても FrT 病名で、充形、修形、KP、PZ~の算定は可となります。